

摂津市告示第 282 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び摂津市財務規則(昭和54年摂津市規則第14号)第81条の規定に基づき、事後審査型制限付一般競争入札について次のとおり公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、「事後審査型制限付一般競争入札公告事項」による。

平成25年8月23日

摂津市長 森山一正

1 入札に付する事項

- (1) 案件番号 第1号
- (2) 工事名 公共下水道茨木摂津処理分区管渠布設工事25-3工区
- (3) 工事場所 摂津市 東別府2丁目、4丁目
- (4) 工期 平成25年9月25日から平成26年2月28日まで
- (5) 工事概要 工事延長 L=242.10m  
管推進工 φ200mm L=135.10m  
管布設工 φ200mm L=107.00m  
1号マンホール設置工 1箇所  
1号マンホール設置工(組立式) 6箇所  
汚水柵設置工 24箇所  
付帯工 1式

- (6) 予定価格 42,517,650 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)  
40,493,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含まず)

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事に係る入札に参加する資格は、平成25年度～平成28年度摂津市建設工事入札参加資格者名簿に登録された者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 入札参加形態 単体
- (2) 工事の業種 土木一式工事  
本市入札参加資格者名簿に第1希望又は第2希望を「土木」で登録していること。
- (3) 本市登録名簿の換算数値 「土木」換算数値  
750点以上(ABCランク)

- (4) 建設業許可 特定建設業又は一般建設業許可(元請工事における下請金額合計が3,000万円を超える場合は特定建設業許可が必要)
- (5) 営業所所在地 摂津市内に建設業法に基づく本社(本店)を有すること。
- (6) 配置技術者 監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。(元請工事における下請金額合計が3,000万円を超える場合は監理技術者の配置が必要)

### 3 入札の日程等

入札参加申請書交付期間 本公告日から

入札参加申請書ほか提出資料は、摂津市ホームページからダウンロードすること。

#### (1) 設計図書等の購入

購入期日 平成25年8月23日(金)から平成25年9月10日(火)まで

購入代金 下記の購入場所に問い合わせること

設計図書等購入申込書 市のホームページからダウンロードすること。

購入場所 (有)アメリカ堂 摂津市鳥飼中2-3-9

電話 072-654-2155 FAX 072-654-6187

#### (2) 設計図書等に関する質問及び回答

質問の方法 質問書(様式第10号)を用いて財政課にファクシミリにより送信すること。

FAX 06-6319-1924

質問受付日時 平成25年8月23日(金)から平成25年9月3日(火)正午まで

回答日時及び方法 平成25年9月6日(金)

摂津市ホームページ・財政課窓口で閲覧

#### (3) 入札方法 郵便入札

入札書及び工事費内訳書は、摂津市ホームページからダウンロードすること。

#### (4) 入札書送付先 〒 566-8799

摂津市東正雀19-1

日本郵便株式会社 摂津郵便局 留

注意:配達日指定郵便とし、簡易書留を利用してください。(ポストに投函しないでください。郵便局の窓口にお出しください。)

#### (5) 配達指定日 平成25年9月12日(木)

(郵便入札の提出締切日は、平成25年9月10日(火)です。)

#### (6) 入札(開札)日時 平成25年9月17日(火) 午前10時

#### (7) 入札(開札)場所 摂津市役所 西別館2階 第7会議室(入札室)

(8) 入札立会人 本公告日から平成25年9月12日(木)午後5時までに立会人申込書を  
財政課にファクシミリにより送信すること。(受信順に2名を選任)

FAX 06-6319-1924

(9) 入札立会人選任通知日 平成25年9月13日(金)午前  
(選任された入札立会人には電話で連絡します。)

(10) 入札結果の公表 摂津市ホームページに掲載する。

#### 4 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 必要(契約金額の10%以上)

(3) 支払条件 前金払 有(契約金額の40%以内で、限度額は7,000万円とする。)

#### 5 入札の中止

入札参加申請者が3者に満たない場合は、入札を中止する。

#### 6 その他

(1) 元請負人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出  
すること。

(2) 元請負人及び下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者に  
よる不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告すること。

(3) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関  
わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。

#### 7 問合せ先

摂津市 総務部 財政課 06-6383-1111、072-638-0007 内線(2218)